

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2005-511337(P2005-511337A)

【公表日】平成17年4月28日(2005.4.28)

【年通号数】公開・登録公報2005-017

【出願番号】特願2003-552490(P2003-552490)

【国際特許分類】

B 2 4 B 37/00 (2006.01)

H 0 1 L 21/304 (2006.01)

【F I】

B 2 4 B 37/00 C

H 0 1 L 21/304 6 2 2 F

【手続補正書】

【提出日】平成17年9月30日(2005.9.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

バインダーを含むテクスチャー加工された表面と、前記テクスチャー加工された表面に対向する第2の表面とを含む研磨層であって、その研磨層の中を通って延在している第1のチャネルを有する研磨層と、

前記研磨層の前記第2の表面と関連している第1のバッキング表面と第2のバッキング表面とを有するバッキングであって、そのバッキングを通って延在しかつ前記第1のチャネルと共に延在している第2のチャネルを含むバッキングとを含み、

前記第1のチャネルおよび前記第2のチャネルが互いに、前記研磨層の前記テクスチャー加工された表面が研磨物品を通る視線から外れるような寸法となっている、導電性材料の蒸着および機械研磨に好適な研磨物品。

【請求項2】

前記テクスチャー加工された表面が複数の研磨複合体を含む、請求項1に記載の研磨物品。